

建設業営業所チェックシート 新旧対照表

変更後	現行
<p>要件① 建設業の請負契約の締結に関する実体的な行為事務所であること</p> <p>要件② 事務所としての形態（固定電話、机、各種台帳等の保管場所等）があること</p> <p>要件③ 経營業務の管理責任者、営業所技術者（専技）が常勤する事務所であること</p> <p>〈審査の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部から来客を迎え入れて請負契約の見積り、入札、契約締結等の実体的な業務を行えるか。 営業所の入口が来客等の第三者に容易にわかるような構造であるか。 社会通念上、事務所として見なすことができる設備・備品を備えているか。 経營業務の管理責任者（支店の場合は令3条使用人）及び営業所技術者が常勤しているか。 <p>※ 常勤とは、原則として、当該事業所において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その業務に従事している者をいう。</p> <p>〈チェック項目〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 営業所入口が外部から誰でも迷わず安全に出入りできる構造になっているか 【はい・いいえ】 固定電話が設置されているか 【はい・いいえ】 経營業務の管理責任者及び営業所技術者（実人数_____人）が、それぞれ常用できる机があるか 【はい・いいえ】 適切な業務遂行が可能か 【経管：パソコン・手書き・その他（ ）】 【営技：パソコン・手書き・その他（ ）】 書類等の保管場所はあるか 【キャビネット等・電子データ・その他（ ）】 来客時の応接場所はあるか 【応接室・来客カウンター・その他（ ）】 	<p>要件① 建設業の請負契約の締結に関する実体的な行為事務所であること</p> <p>要件② 事務所としての形態（固定電話、机、各種台帳等の保管場所等）があること</p> <p>要件③ 経營業務の管理責任者、営業所技術者（専技）が常勤する事務所であること</p> <p>〈審査の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部から来客を迎え入れて請負契約の見積り、入札、契約締結等の実体的な業務を行えるか。 営業所の入口が来客等の第三者に容易にわかるような構造であるか。 社会通念上、事務所として見なすことができる設備・備品を備えているか。 経營業務の管理責任者（支店の場合は令3条使用人）及び営業所技術者が常勤しているか。 <p>※ 常勤とは、原則として、当該事業所において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その業務に従事している者をいう。</p> <p>〈チェック項目〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 経營業務の管理責任者及び営業所技術者の実人数 _____人 従業員数 _____人（様式第4号及び様式第7号の3と一致させること） 営業所入口が外部から誰でも迷わず安全に出入りできる構造になっているか 【はい・いいえ】 机 _____台（台数を記入） ・建物の形態（以下から選択） 応接セット 【有・無】 【店舗・戸建住宅・集合住宅・プレハブ・その他】 固定電話 【有・無】 ・（プレハブの場合）面積 _____㎡ パソコン 【有・無】
<p>要件④ 独立性が保たれていること</p> <p>〈審査の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 他法人、他の個人事業主や個人の生活部分からの独立性が保たれているか。 <p>〈チェック項目〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務所の形態について、次のア～エから最も近いものを選択すること 【ア・イ・ウ・エ】 ア 一つの建物全体を事務所として使用している（例：独立した一戸建ての事務所、専用の建物等） イ ビルや集合住宅の一室を事務所として使用している（例：オフィスビルのテナント） ウ 他の事業者と一つの部屋を共同で使用している（例：間借り店舗、系列法人との共同使用等） エ 住宅の一部を事務所として使用している（例：自宅兼事務所） <p>→イ・ウ・エを選択した場合、以下の設問に回答すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 〈動線〉居住部分や他者の部分を通らずに自者の事務所に直接入れるか 【はい・いいえ】 〈間仕切り〉居住部分や他者の部分と壁や間仕切り等で明確に区画されているか 【はい・いいえ】 〈事務所表示〉事務所の入口に事務所名が記載された表札や案内板があるか 【はい・いいえ】 〈郵便受け〉自社の郵便受けがあるか（自宅用との兼用可） 【はい・いいえ】 <p>→エを選択した場合、次の設問に回答すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 〈生活感〉事務所内に個人の生活用品がなく事業専用の場所になっているか 【はい・いいえ】 	<p>要件④ 独立性が保たれていること</p> <p>〈審査の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 他法人、他の個人事業主や個人の生活部分からの独立性が保たれているか。 <p>〈チェック項目〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務所の形態について、次のア～エから最も近いものを選択すること 【ア・イ・ウ・エ】 ア 一つの建物全体を事務所として使用している（例：独立した一戸建ての事務所、専用の建物等） イ ビルや集合住宅の一室を事務所として使用している（例：オフィスビルのテナント） ウ 他の事業者と一つの部屋を共同で使用している（例：間借り店舗、系列法人との共同使用等） エ 住宅の一部を事務所として使用している（例：自宅兼事務所） <p>→イ・ウ・エを選択した場合、以下の設問に回答すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 〈動線〉居住部分や他者の部分を通らずに自者の事務所に直接入れるか 【はい・いいえ】 〈間仕切り〉居住部分や他者の部分と壁や間仕切り等で明確に区画されているか 【はい・いいえ】 〈事務所表示〉事務所の入口に事務所名が記載された表札や案内板があるか 【はい・いいえ】 〈郵便受け〉自社の郵便受けがあるか 【はい・いいえ】 <p>→エを選択した場合、次の設問に回答すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 〈生活感〉事務所内に個人の生活用品がなく事業専用の場所になっているか 【はい・いいえ】

建設業営業所チェックシート 新旧対照表

変更後	現行																																																								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>要件⑤ 営業所の使用権原を有していること</p> <p>〈審査の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所の使用権原（自己所有の建物か、賃貸借契約等を結んでいること）を有しているか。 ・営業所として使用することについて所有者等からの承諾を得られているか。 <p>〈チェック項目〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有区分の別 【自己所有・借用】（いずれかを選択） <p>→「自己所有」を選択した場合、以下の設問に回答すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分譲マンション等の区分所有権による場合、管理組合等の同意を得ているか 【はい・いいえ】 <p>※この場合、同意書等を提出すること</p> <p>→「借用」を選択した場合、以下の設問に回答すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用目的 【事業用・居住用】 ・（使用目的が「居住用」の場合）所有者からの「使用承諾書」があるか 【はい・いいえ】 <p>※この場合、使用承諾書の写しを提出すること</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要件⑥ 建設業法に基づく標識を掲げていること</p> <p style="color: red;">※新規申請の場合、許可取得後、速やかに標識を掲げること。</p> <p>〈審査の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法施行規則第 25 条の規定に従い、標識が掲げられているか。 ・申請日における建設業許可の保有状況が、正確に記載されているか。 <p>〈チェック項目〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所内の見やすい場所に標識を掲示しているか 【はい・いいえ】 ・次の様式に準拠しているか 【はい・いいえ】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>建設業の許可票</caption> <tr> <td colspan="4">建設業の許可票</td> </tr> <tr> <td>商号又は名称</td> <td colspan="3">株式会社 サンプル建設</td> </tr> <tr> <td>代表者の氏名</td> <td colspan="3">代表取締役 吉塚 千代子</td> </tr> <tr> <td>一般建設業又は特定建設業の別</td> <td>許可を受けた建設業</td> <td>許可番号</td> <td>許可年月日</td> </tr> <tr> <td>特定建設業</td> <td>土木工事業 解体工事業</td> <td>福岡県知事許可 (特-5)第 123456 号</td> <td>令和 5 年 7 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>一般建設業</td> <td>とび・土工工事業 管工事業</td> <td>福岡県知事許可 (般-7)第 123456 号</td> <td>令和 7 年 12 月 15 日</td> </tr> <tr> <td>この店舗で営業している建設業</td> <td colspan="3">土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 解体工事業</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・縦 35cm 以上×横 40cm 以上であるか 【はい・いいえ】 ・記載されている許可状況は正確か 【はい・いいえ】 </div>	建設業の許可票				商号又は名称	株式会社 サンプル建設			代表者の氏名	代表取締役 吉塚 千代子			一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日	特定建設業	土木工事業 解体工事業	福岡県知事許可 (特-5)第 123456 号	令和 5 年 7 月 30 日	一般建設業	とび・土工工事業 管工事業	福岡県知事許可 (般-7)第 123456 号	令和 7 年 12 月 15 日	この店舗で営業している建設業	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 解体工事業			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>要件⑤ 営業所の使用権原を有していること</p> <p>〈審査の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所の使用権原（自己所有の建物か、賃貸借契約等を結んでいること）を有しているか。 ・営業所として使用することについて所有者等からの承諾を得られているか。 <p>〈チェック項目〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有区分の別 【自己所有・借用】（いずれかを選択） <p>→「自己所有」を選択した場合、以下の設問に回答すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税支払の有無 【有・無・対象外】 ・分譲マンション等の区分所有権による場合、管理組合等の同意を得ているか 【はい・いいえ】 <p>※この場合、同意書等を提出すること</p> <p>→「借用」を選択した場合、以下の設問に回答すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者名 _____（所有者の名称を記入） ・使用目的 【事業用・居住用】 ・（使用目的が「居住用」の場合）所有者からの「使用承諾書」があるか 【はい・いいえ】 <p>※この場合、使用承諾書の写しを提出すること</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要件⑥ 許可を受けた建設業者の場合、建設業法に基づく標識を掲げていること</p> <p>〈審査の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法施行規則第 25 条の規定に従い、標識が掲げられているか。 ・申請日における建設業許可の保有状況が、正確に記載されているか。 <p>〈チェック項目〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所内の見やすい場所に標識を掲示しているか 【はい・いいえ】 ・次の様式に準拠しているか 【はい・いいえ】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>建設業の許可票</caption> <tr> <td colspan="4">建設業の許可票</td> </tr> <tr> <td>商号又は名称</td> <td colspan="3">株式会社 サンプル建設</td> </tr> <tr> <td>代表者の氏名</td> <td colspan="3">代表取締役 吉塚 千代子</td> </tr> <tr> <td>一般建設業又は特定建設業の別</td> <td>許可を受けた建設業</td> <td>許可番号</td> <td>許可年月日</td> </tr> <tr> <td>特定建設業</td> <td>土木工事業 解体工事業</td> <td>福岡県知事許可 (特-5)第 123456 号</td> <td>令和 5 年 7 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>一般建設業</td> <td>とび・土工工事業 管工事業</td> <td>福岡県知事許可 (般-7)第 123456 号</td> <td>令和 7 年 12 月 15 日</td> </tr> <tr> <td>この店舗で営業している建設業</td> <td colspan="3">土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 解体工事業</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・縦 35cm 以上×横 40cm 以上であるか 【はい・いいえ】 ・記載されている許可状況は正確か 【はい・いいえ】 </div>	建設業の許可票				商号又は名称	株式会社 サンプル建設			代表者の氏名	代表取締役 吉塚 千代子			一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日	特定建設業	土木工事業 解体工事業	福岡県知事許可 (特-5)第 123456 号	令和 5 年 7 月 30 日	一般建設業	とび・土工工事業 管工事業	福岡県知事許可 (般-7)第 123456 号	令和 7 年 12 月 15 日	この店舗で営業している建設業	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 解体工事業		
建設業の許可票																																																									
商号又は名称	株式会社 サンプル建設																																																								
代表者の氏名	代表取締役 吉塚 千代子																																																								
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日																																																						
特定建設業	土木工事業 解体工事業	福岡県知事許可 (特-5)第 123456 号	令和 5 年 7 月 30 日																																																						
一般建設業	とび・土工工事業 管工事業	福岡県知事許可 (般-7)第 123456 号	令和 7 年 12 月 15 日																																																						
この店舗で営業している建設業	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 解体工事業																																																								
建設業の許可票																																																									
商号又は名称	株式会社 サンプル建設																																																								
代表者の氏名	代表取締役 吉塚 千代子																																																								
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日																																																						
特定建設業	土木工事業 解体工事業	福岡県知事許可 (特-5)第 123456 号	令和 5 年 7 月 30 日																																																						
一般建設業	とび・土工工事業 管工事業	福岡県知事許可 (般-7)第 123456 号	令和 7 年 12 月 15 日																																																						
この店舗で営業している建設業	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 解体工事業																																																								

建設業営業所チェックシート 新旧対照表

変更後	現行
<p style="text-align: center;">～建設業の営業所に関して遵守すべき法令～</p> <p>営業所の設置・運営に関して、建設業法以外にも様々な法令があります。これから建設業許可申請を行う皆さまに、特に遵守してほしい法令が3つあります。</p> <div style="border: 1px dashed gray; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>☆建築基準法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレハブやコンテナ等を事務所として利用する場合は建築物に該当し、土地への定着が必要となります。 ・また、建築物を設置する場合、原則として確認申請が必要となります。 ・プレハブやコンテナ等がブロックに乗せただけになっている場合や、確認申請を受けていない場合、建築基準法に適合していない可能性がありますので、建設業許可申請とは別途、建築基準法関係部署へご相談ください。 <p>※ 違反の疑いがある場合は、所管部署に情報提供する場合があります。</p> </div> <div style="border: 1px dashed gray; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>☆都市計画法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域では、原則として営業所の新築、建替え、増築が制限されており、原則として都市計画法に基づく許可が必要です（許可が不要な場合を除く）。 <p>※ 違反の疑いがある場合は、所管部署に情報提供する場合があります。</p> </div> <div style="border: 1px dashed gray; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>☆事務所衛生基準規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・快適に働ける環境を整えるため、事務所衛生基準規則に基づく以下の基準を守る必要があります。ご不明点は、建設業許可申請とは別途、福岡労働局、労働基準監督署へご相談ください。 <p>照 明：事務作業に適した明るさの目安は300ルクス以上です。</p> <p>広 さ：快適に働ける広さの目安は、1人あたり3.8㎡以上です。</p> <p>温 度：健康的に働けるよう、室温をエアコンなどで18℃以上28℃以下を保つよう努めてください。（10℃以上は必須）。</p> <p>空気環境：床面積の20分の1以上の開口部（窓など）、または換気設備が必要です。</p> <p>ト イ レ：従業員の人数に応じた適切な数を設けてください。</p> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">福岡県建築都市部建築指導課</p>	<div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>その他 法令を遵守していること</p> </div> <p>〈審査の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法第40条の3に基づく帳簿の備付け・保全及び営業に関する図書の保存を遵守しているか ・労働安全衛生法に基づく「事務所衛生基準規則」を遵守しているか ・建築基準法、都市計画法を遵守しているか <p>〈チェック項目（建設業法第40条の3関係）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省令で定められた事項を記載した帳簿及び添付書類を備えているか 【はい・いいえ】 ※帳簿は電磁的記録によることも可能 ・帳簿及び添付書類を5年間保存しているか 【はい・いいえ】 ・発注者から直接建設工事を請け負った場合は帳簿等を10年間保存しているか 【はい・いいえ】 ※建設業の事業開始から5年（10年）経過していない場合、5年（10年）帳簿等を保存するための措置を講じること <p>〈チェック項目（事務所衛生基準規則）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記のルールを遵守できているか 【はい・いいえ】 ※労働者が快適に働ける環境を整えるため、事務所衛生基準規則に基づく基準を守ることがあります。ご不明点は、建設業許可申請とは別途、福岡労働局、労働基準監督署へご相談ください。 <p>照 明：一般的な事務作業で300ルクス以上の明るさが目安。</p> <p>広 さ：労働者一人あたり3.8㎡以上の床面積が目安。</p> <p>温 度：10℃以上保持が必須。エアコンなどで18℃以上28℃以下を保つよう努める必要がある。</p> <p>空気環境：窓などの開口部が床面積の20分の1以上、または換気設備が必要。</p> <p>ト イ レ：従業員の人数に応じた適切な数（男女の区別および便房・小使所数など）が必要。</p> <p>〈チェック項目（建築基準法）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記のルールを遵守できているか 【はい・いいえ】 <ul style="list-style-type: none"> ・プレハブやコンテナ等を設置し事務所として使用する場合、建築基準法上の建築物に該当するため、原則として建築確認申請が必要となります。 ・建築物は、原則として鉄筋コンクリートの基礎に緊結する必要があります。プレハブやコンテナ等がブロックに乗せただけになっている場合、確認申請を受けていない場合は、建築基準法に適合していない可能性がありますので、建設業許可申請とは別途、建築基準法関係部署へご相談ください。 <p>〈チェック項目（都市計画法）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記のルールを遵守できているか 【はい・いいえ】 <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域では、原則として営業所の新築、建替え、増築が制限されており、原則として都市計画法に基づく許可が必要です（許可が不要な場合を除く。）。